

私立高等学校等学び直し支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日付け25文科初第1446号通知）及び高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の事務処理について（平成26年4月1日付け25文科初第1455号通知）に基づき、学校設置者が行う授業料債権の弁済に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）及びこの要綱により補助金を交付する。

(交付の対象及び交付の額)

第2条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等の生徒等であつて、次の各号のいずれにも該当する者で、私立高等学校等学び直し支援補助金（以下「学び直し支援補助金」という。）の支給を受ける資格を有することについて知事の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）の授業料に係る債権の弁済に充てるために必要な経費について、受給権者に代わって学び直し支援補助金を受領する学校設置者に対して交付する。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 岩手県内の私立の高等学校、特別支援学校の高等部、専修学校高等課程又は各種学校であつて国家資格者養成施設の指定を受けている学校に在学している者
- (3) 法第2条に規定する高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (4) 法第3条第2項第2号に該当する者
- (5) 平成26年4月1日以後に法第2条に規定する高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であつた者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であつた者又は法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
- (6) 法第2条に規定する高等学校等を退学したことがある者
- (7) 学び直し支援補助金の支給を通算して24月以上受けていない者
- (8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 前項第4号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であつて、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超えるものについては適用しない。

3 交付の額は、法第5条第1項及び第2項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施

行令（平成 22 年政令第 112 号）第 3 条（第 5 号を除く。）、第 4 条第 1 項及び第 2 項並びに省令第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により算定される額に相当する額とする。

（交付の申請）

第 3 条 学び直し支援補助金の交付を受けようとする学校設置者は、別に定める期日までに、様式第 1 号による交付申請書を知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第 4 条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、交付又は不交付の決定を行わなければならない。この交付の決定を行う場合において、知事は、様式第 2 号による交付決定指令書により学校設置者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づいて交付の決定を行う場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第 5 条 前条第 1 項の決定を受けた学校設置者は、決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるため、学び直し支援補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該決定の通知を受けた日から 20 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（交付の変更）

第 6 条 学校設置者は、第 4 条第 1 項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第 3 号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 知事は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定を行い、交付の変更を承認するときは、様式第 4 号による変更交付決定指令書により、学校設置者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付することができるものとする。

（支給の中止又は廃止）

第 7 条 学校設置者は、交付の対象である学び直し支援補助金の受領を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第 5 号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（立入検査等）

第 8 条 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その学校等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（実績報告）

第 9 条 学校設置者は、交付の対象である学び直し支援補助金の受領が完了したときは、その日（第 7 条の規定による廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認の日）から 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、様式第 6 号による実績報告書その他の書類（次条において報告書等という。）を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第10条 知事は、報告書等の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じ
て調査等を行い、その報告に係る学び直し支援補助金の支給の実施結果が交付の決定の内
容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき学び直し支援補助金の額
を確定し、様式第7号による確定通知書により学校設置者に通知するものとする。

2 知事は、学校設置者に交付すべき学び直し支援補助金の額を確定した場合において、既
にその額を超える学び直し支援補助金が交付されているときは、学校設置者に対し、その
超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係
る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第4条に規定する交付の決
定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 学校設置者が、法令、本要綱、学び直し支援補助金の交付の決定の内容、これに付
した条件又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 学校設置者が、学び直し支援補助金をその目的以外の用途に使用した場合

(3) 学校設置者が、学び直し支援補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為
を行った場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、学び直し支援補助金の全部又は一部が必
要でなくなった場合

2 知事は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した学び直し支援補助金のうち当
該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り
消し、又は変更し、前項の規定による学び直し支援補助金の返還を命ずる場合には、学
校設置者に対し、当該命令に係る学び直し支援補助金を学校設置者が受領した日から、当
該命令により返還すべき学び直し支援補助金を学校設置者が納付する日までの期間に応じ
て、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定に基づく学び直し支援補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付
については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(学び直し支援補助金の経理)

第12条 学校設置者は、学び直し支援補助金の経理についての帳簿を備え、学び直し支援補
助金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、学び直し支援
補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 学校設置者は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を学び直し支援補助金の交付の完
了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調書)

第13条 学校設置者は、学び直し支援補助金に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援補助金の交付に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年6月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月30日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の私立高等学校等学び直し支援補助金交付要綱の規定は、平成27年度以降の予算に係る補助金から適用する。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年四月一日政令第百十二号）

【抜粋】

（保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者等）

第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第三条第二項第三号の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

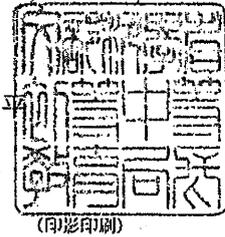
- 一 法第三条第一項に規定する者（次号において「生徒等」という。）に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長その他の文部科学省令で定める者を除く。以下この項において同じ。）がいる場合 当該保護者
- 二 生徒等に保護者がいない場合 当該生徒等（当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）

2 法第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、保護者等（前項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。）の市町村民税所得割（高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）が支給される月の属する年度（当該月が四月から六月までの月であるときは、その前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第四条第二項第一号において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。）の額（保護者等が二人以上いるときは、その全員の市町村民税所得割の額を合算した額。第四条第二項第一号及び第二号において同じ。）が三十万四千二百円以上である者とする。

25文科初第1455号
平成26年4月1日

各都道府県教育委員会
各都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長
前川喜平



高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の事務処理について（通知）

平成26年4月1日に「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）」が施行されることに併せて、平成26年度から、標記補助金に係る補助事業が実施されますので、事務処理については、関係法令及び交付要綱並びに別紙の事項に留意の上、遺漏のないよう願います。

高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて

高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）（以下「補助金」という。）は、都道府県が、高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間、継続して高等学校等学び直し支援金（就学支援金に相当する額。以下「学び直し支援金」という。）の支給を行う場合に、国が都道府県に対して所要額を補助するものである。

なお、ここで言う「学び直し支援金」とは、本補助金の補助要件を満たす都道府県事業の総称であり、特定の事業形態を指すものではないが、学び直し支援金の支給事務は、基本的に就学支援金の支給事務と同様となることが想定されるため、事務の実施にあたっては、本通知のほか、就学支援金の事務処理要領を適宜参照されたい。また、就学支援金と同様の支給事務を実施する場合は、就学支援金の様式を適宜加筆・修正するなどし、ご活用いただきたい。

1 補助金の交付手続について

- (1) 補助金の交付手続については、「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）」によること。
- (2) 補助金の支払は、補助金の額を確定した後に行うこととし、交付手続に係る標準的なスケジュールは以下のとおりとする。

前年度3月 事業計画書の提出【都道府県→文科科学省】

4月 内定【文科科学省→都道府県】

※必要に応じて内定額の変更を行う。

※平成26年度においては、制度開始年度であり、都道府県からの事業計画書の提出が困難であるため、内定等は行わないが、平成27年度以降は、前年度実績等をもとに作成した事業計画書に基づき、4月当初に内定を行う予定。

7月、10月 所要見込額調査（対象者数及び所要見込額）

※当該年度の執行計画及び翌年度予算の概算要求の参考に使用。

3月 交付申請書の提出【都道府県→文科科学省】

交付決定【文科科学省→都道府県】

実績報告書の提出【都道府県→文科科学省】

翌年度4月 額の確定、支払【文科科学省→都道府県】

2 学び直し支援金について

(1) 対象となる学校

補助金の算定対象となる学校は、就学支援金の対象校と同じであり、公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第1学年～第3学年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設（※1）の指定を受けているもの及び各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示（※2）で定めるものとする。

※1 対象となる国家資格者養成施設

- 理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第 57 条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの
- 准看護師養成所
- 調理師養成施設
- 製菓衛生師養成施設

※2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第 1 条第 1 項第 4 号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成 22 年文部科学省告示第 82 号）

(2) 対象となる者

補助金の算定対象となる者は、(1) の高等学校等に在学し、以下の①～⑦の全ての要件を満たす者とする。

- ① 日本国内に住所を有する者
- ② 高等学校等（修業年限 3 年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- ③ 法第 3 条第 2 項第 2 号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して 36 月を超える者（定時制及び通信制は 48 月））

※ ただし、法第 3 条第 2 項第 2 号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号）第 7 条第 4 項に規定する単位数の合計が 74 を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については、この要件を適用しない。

- ④ 平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金（新制度）の対象者であった者（※）に限る。）

※ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 90 号）による改正後の法第 5 条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）をいう。したがって、新制度に移行することのなかった旧制度対象者（公立高校授業料不徴収制度の対象者を含む。）は、学び直し支援金の支給を受けることができない。

- ⑤ 高等学校等を退学したことのある者

※ ここで言う「退学」とは、単に「退学」の事実があればよく、転学に類する退学も含まれる。旧就学支援金制度（平成 26 年 4 月改正前）と新就学支援金制度（平成 26 年 4 月改正後）の適用関係においては、旧制度対象者が「転学」や「それに類する退学・編入学」をした場合は、「引き続き高校等に在学する者」として旧制度の対象となることとしているが、この考え方と異なることに注意。

- ⑥ 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して 24 月未満である者
- ⑦ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する所得制限に該当しない者）

(3) 支給期間

補助金の算定対象となる学び直し支援金の支給期間は、最大で 24 月とする。

※ 就学支援金制度においては、通常の実支給期間が 36 月であるのに対して、定時制及び通信制は 48 月となっているが、本制度においては、対象となる学校全てについて 24 月とする。

(4) 支給額

①支給額及び支給限度額

補助金の算定対象となる学び直し支援金の額は、法第6条の規定に基づき支給される就学支援金に相当する額であり、具体的には、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）となる。

支給限度額は以下のとおりである。

なお、就学支援金制度においては、1単位あたりの授業料を設定している場合は、別途1単位あたりの支給限度額を設けているが、本制度においては、定額授業料の場合の支給限度額と同じ額とし、通算の支給上限単位数（74単位）及び年間の支給上限単位数（30単位）は設定しない。

<学び直し支援金の支給限度額>

	高等学校 中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	専修学校	各種学校
公立	9,900 (注)	400	9,900*	9,900*	9,900
私立	9,900*	9,900*	9,900*	9,900*	9,900*

*は、加算の対象となるもの

(注) 公立の高等学校・中等教育学校の定時制課程は2,700円、通信制課程は520円

②授業料債権への充当

補助金の算定対象となる学び直し支援金の額は、授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）、つまり、学校設置者が有する受給権者の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料債権そのものが減額又は消滅しているため、授業料減免後の授業料債権の額が学び直し支援金の額となる。

また、授業料債権そのものを減じる授業料減免事業は、学び直し支援金の支給とは言えず、補助対象とはならない。学び直し支援金は、あくまで、授業料債権が生じていることが確認でき、その弁済に充てるために支給するものに限る。

(5) 所得に応じた支給

私立の高等学校・中等教育学校・特別支援学校、公私立の高等専門学校及び専修学校高等課程・一般課程並びに私立の各種学校の生徒のうち、特に保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる生徒については、所得に応じて、学び直し支援金の額を1.5倍～2.5倍した額を上限とする。

また、全ての支給対象高等学校等の生徒のうち、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない生徒については、所得制限により、学び直し支援金の支給対象とはならない。

所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である市町村民税所得割額により判断する。

支給限度額等	保護者等の市町村民税所得割額	世帯年収の目安 (参考)
所得制限	304,200円以上	910万円以上程度
支給限度額	154,500円以上 304,200円未満	590～910万円未満程度
支給限度額の1.5倍	51,300円以上 154,500円未満	350～590万円未満程度
支給限度額の2.0倍	100円(※)以上 51,300円未満	250～350万円未満程度
支給限度額の2.5倍	0円(非課税)	250万円未満程度

※ 実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなり、市町村民税所得割額が1～99円となることはない。この場合、市町村民税所得割額は非課税となるため、課税

証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても、2.5倍加算の対象となる。

(6) 受給資格認定

学び直し支援金の支給にあたっては、就学支援金制度と同様に、学び直し支援金の支給を受けようとする生徒が、受給資格認定申請書(就学支援金の様式を参考に適宜作成したもの)に保護者等(生徒の親権を行う者等)の市町村民税所得割額を証明する書類(以下「課税証明書等」という。)を添付して、(必要に応じて、学校設置者を經由して)都道府県に提出し、その認定を受けることを標準とする。

ただし、都道府県において、別の方法により、生徒本人の受給の意思及び支給要件を確認することとした場合はこの限りでない。

(7) 収入状況の届出

受給権者に係る所得確認については、就学支援金制度と同様に、受給権者が、毎年度、都道府県の定める日までに、課税証明書等を添付した「保護者等の収入に関する事項」に係る届出書(就学支援金の様式を参考に適宜作成したもの)を、(必要に応じて、学校設置者を經由して)都道府県に提出することを標準とする。

ただし、都道府県において、別の方法により、所得要件を確認することとした場合はこの限りでない。

(8) 休学

受給権者が休学する場合は、就学支援金制度と同様に、受給権者である生徒が、学び直し支援金の支給の停止を都道府県に申し出ることができることを標準とする。

ただし、都道府県において、支給の停止を行わないこととした場合はこの限りでない。

(9) 学び直し支援金の支給方法

学び直し支援金の支給方法については、就学支援金制度と同様に学校設置者による代理受領とすることを標準とする。

ただし、都道府県において、生徒への直接支給その他の方法によることとした場合はこの限りでない。

なお、(4)②のとおり、授業料債権そのものを減じる授業料減免事業は、学び直し支援金の支給とは言えず、補助対象とはならない。

3. 留意事項

- (1) 各都道府県は、その円滑な実施を図るため、本制度の内容について十分な周知等を行うこと。
- (2) 学び直し支援金の受給資格認定申請及び収入状況届出にあたっては、各都道府県及び支給対象高等学校等の設置者において、個人情報取り扱いには十分留意するとともに、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うこと。特に学校現場で生徒の世帯収入を把握することについては、世帯の所得を学校に知られたくないという保護者等の意見があることも踏まえ、申請書類の内容を学校ではなく都道府県等で確認できるようにすることが望ましいこと。
- (3) 受給資格認定申請及び収入状況届出において、2(6)(7)の標準的な手続を行わない場合であっても、支給要件及び支給額の算定根拠等については、書類等により確認可能な状態としておくこと。